

○福祉教育推進事業実施要綱

〔平成 18 年 3 月 13 日〕
18 内規 第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、宗像市社会福祉協議会福祉教育推進計画に基づき、子どもへの福祉教育を推進する事業（以下「福祉教育推進事業」という。）について必要な事項を定める。

(後援)

第 2 条 福祉教育推進事業については、宗像市、宗像市教育委員会の後援によるものとする。

(事業の対象)

第 3 条 福祉教育推進事業の対象は、下記の各号に掲げる学校等とし、福祉教育推進事業の指定を受けた学校等を「福祉教育推進校（園）」という。

- (1) 市内の全ての小学校ならびに中学校
- (2) 市内の全ての高等学校
- (3) 宗像市保育所連盟が推薦した保育所
- (4) 宗像市私立幼稚園長会議が推薦した幼稚園

(事業の内容)

第 4 条 本会が実施する福祉教育推進事業の内容は、下記の各号に掲げる事項とする。

- (1) 提案や指導、連絡調整
- (2) 情報提供や研修の場の提供
- (3) 補助金の交付
- (4) その他、福祉教育推進事業の実施に必要な事項

(福祉教育推進校（園）が実施する事業)

第 5 条 福祉教育推進校（園）は、下記の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 学校（園）職員の社会福祉や福祉教育に関する学習会【必須】
- (2) 福祉教育担当者会議への参加【必須】
- (3) 福祉教育セミナーへの参加【必須】
- (4) 福祉絵画コンクールへの参加【必須】
- (5) 赤い羽根共同募金への協力【必須】
- (6) 福祉読本「ともに生きる」を活用した「福祉の心」を育む事業【小学校必須】
- (7) ジュニアボランティアスクールへの参加【小学校・中学校必須】
- (8) 障害者・高齢者模擬体験、点検活動、点字・手話・介護講習など
- (9) 障害者や高齢者、ボランティア等との交流学习
- (10) ボランティアクラブ設置・運営事業
- (11) 育児体験事業
- (12) 運動会や文化祭等の学校行事への高齢者や障害のある人等の招待
- (13) 社会福祉施設訪問交流事業
- (14) 児童・生徒会活動によるボランティア活動
- (15) 小地域福祉会などの地域福祉団体との協働事業
- (16) 福祉に関する映画会、講演会
- (17) 地域福祉推進のための募金活動
- (18) その他、福祉教育推進事業の目的達成のため必要と認められる活動

2 同条前項の各号において、【必須】と記した事業については、福祉教育推進校（園）の必須事業として、【小学校必須】は、小学校の必須事業として、【小学校・中学校必須】は、小学校及び中学校の必須事業として実施するものとする。ただし、その他の事業については、選択できるものとする。

3 この規定に定めのない事業への補助金の使途はできないものとする。

(補助金)

第6条 福祉教育推進校(園)への補助金は、基礎額を30,000円とし、当該年度の4月1日を基準日とした園児または児童、生徒、学生数に100円を乗じた額を加算する。ただし、補助金額の上限は、100,000円とする。

2 補助金は1,000円単位とし、100円の位については四捨五入した金額とする。

(指定の申請)

第7条 第3条に規定する学校等が、この事業の指定を受ける場合は、本会があらかじめ指定した期限内に、「福祉教育推進事業指定申請書(様式第1号)」(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(指定の決定)

第8条 本会会長は、申請書が提出された場合は、申請書等を審査し、指定の可否を「福祉教育推進事業指定決定・却下通知(様式第2号)」にて学校等に通知しなければならない。

(指定の期間)

第9条 福祉教育推進事業の指定期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定の取り消し)

第10条 本会会長は、福祉教育推進校(園)が計画のとおり事業を実施しない場合、もしくは補助金を目的外に使用した場合は、福祉教育推進校(園)の指定を取り消し、交付した補助金の返還を請求することができる。

(活動実績の報告)

第11条 福祉教育推進校(園)は、指定当該年度終了後30日以内に「福祉教育推進事業完了報告書(様式3号)」を本会会長に提出しなければならない。

(担当者の設置及び役割)

第12条 福祉教育推進校(園)は、次の事項を担当する福祉教育推進事業担当者を決めるものとする。

- (1) 福祉教育推進校(園)に関する本会との連絡調整
- (2) 福祉教育推進事業の進捗状況の確認
- (3) 福祉教育推進事業費に関する書類の提出ならびに保管
- (4) 本会が主催する福祉教育推進校(園)に関する会議や研修会への参加
- (5) 担当者の異動や変更の場合の引継ぎ

(その他)

第13条 この要綱の施行に関して必要な事項は、本会会長が定めるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 福祉教育推進校指定事業実施要綱(昭和60年4月9日制定内規第4号)は廃止する。